

業務仕様書

1 業務名

浅江中学校校内電話環境構築業務

2 業務内容

移転後の浅江中学校における電話環境の構築のため、必要な電話設備の調達、機器設定、配線工事等を行うもの。なお、法令や技術、外観上、当然施工しなければならない事項のほか、本仕様書に記載のない事項であっても、業務上当然必要な事項については、この業務に含むものとする。

3 業務場所

旧光丘高校（光市光ヶ丘1番1号）

4 業務期限

令和8年2月27日（金）

5 調達物件（※詳細は別紙1 機器仕様書のとおり）

項目	数量	備考
電話交換機	1 式	電源装置、基盤など附属設備一式を含む。
多機能電話機	7 台	
カールコードレス電話機	1 台	
コードレス基地局	1 9 台	コードレス電話機は別途購入予定

6 数量内訳及び設置場所（※詳細は別紙2 校舎平面図のとおり）

項目	数量	設置場所	
電話交換機	1 式	事務室	1 階
多機能電話機	2 台	事務室	
	1 台	サポートスタッフルーム	
	1 台	保健室	
	1 台	校長室	2 階
	2 台	職員室	
カールコードレス電話機	1 台	職員室	
コードレス基地局	1 9 台	別紙 2 校舎平面図のとおり	

※詳細な設置場所は、契約締結後、相互協議の上、決定するものとする。

7 配線及び配管工事について

- (1) 電話交換機から多機能電話機、カールコードレス電話機及びコードレス基地局までの配線を行うこと。なお、既設配線及び配管に問題がなければ流用可能とする。
- (2) 配線等の修繕が必要な箇所が生じた場合は、担当課と協議の上、対応を決定するものとする。
- (3) 配線工事を行うに当たり、ケーブルが建築基準法上の防火区画の壁・床を貫通する場合は、防火措置（防火区画貫通処理）を行うこと。なお、それ以外の部分についてもケーブルが直接風雨にさらされないように処置すること。
- (4) 校舎内で目に見える場所に配線する場合は、モール等で保護処理をすること。
- (5) 校舎内外において、架空配線での施工はしないこと。
- (6) 換気ダクトには配線しないこと。

8 現地確認

- (1) 設置場所の現地確認は、質問期限の前日までとする。
- (2) 現地確認を希望する場合は、必ず担当課と日時を調整すること。

9 その他

- (1) 資格が必要な施工等は、有資格者が行うこと。
- (2) 施工、完成等に必要な諸機関への手続は、受託者において行うこと。
- (3) 本業務において、当初の仕様から変更等が生じた場合は、速やかに担当課と協議の上、必要な指示を仰ぐこと。なお、本仕様書に記載された内容は、ベースとなるものであり、受託者の提案により設置場所等の変更ができるものとする。
- (4) 納入後は接続試験等を行い、直ちに使用できる状態とすること。なお、別途調達予定のコードレス電話機との設定も行うこと。
- (5) 納入した機器の梱包材など、不要となるものは撤去及び引取りを行うこと。
- (6) 納入の際に施設設備及び物品に損害を与えた場合は、速やかに担当課へ報告し、原状に復すること。その場合に発生する費用は、受託者において負担すること。
- (7) 電話設備等に生じた不具合が初期不良によると認められるときは、受託者の責任において、速やかに交換し、又は修理すること。
- (8) その他疑義が生じたときは、相互協議の上、決定すること。

10 担当課

光市教育委員会ひかり学園推進課

〒743-0011 光市光井九丁目18番3号

TEL：0833-48-4051

FAX：0833-72-7202

メール：hikarigakuen@edu.city.hikari.lg.jp